有害使用済機器の保管等に関する
届出の手引き

令和６年２月

福島県・福島市・郡山市・いわき市

目　　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　有害使用済機器に該当するもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　届出除外対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

４　有害使用済機器の保管等の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

５　維持管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

６　届出の提出先等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

７　届出内容と届出時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

８　立入検査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

様式記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

１　はじめに

鉛等の有害物質や潤滑油等の油を含む電気電子機器等が、本来の用途での使用を終了した後、環境保全措置が十分に講じられないまま保管又は処分が行われることにより、有害物質の漏出や火災等の被害が発生するおそれがあります。

これら有害物質を含む使用済電気電子機器等のうち、廃棄物に該当するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において既に規制がなされており適正な処理が行われますが、当該機器等の一部が有価物として取引され廃棄物と判断されないもの（以下「有害使用済機器」という。）については規制がなく、不適正に取り扱われ、生活環境上の支障が生じることが懸念されております。

そのため、平成２９年６月に法が改正され、有害使用済機器を保管又は処分（再生を含む。以下「保管等」という。）を業として行う場合は、都道府県知事又は政令市長への届出が必要となり、保管等の基準の遵守等が義務づけられました（平成３０年４月１日施行）。

この手引きでは、届出方法及び保管等の基準の概要等について記載しています。

なお、保管等の詳細については、環境省の「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を御確認ください。

２　有害使用済機器に該当するもの

本制度の対象は、使用を終えた以下の一般家庭向けの機器となります（明らかな業務用機器は対象外。）。廃棄物として扱われるもの及びリユースされるものは除きます。

法施行令（関連部分のみを抜粋）

（有害使用済機器）

第十六条の二　法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

一　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二　電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三　電気洗濯機及び衣類乾燥機

四　テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ　プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ　ブラウン管式のもの

五　電動ミシン

六　電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七　電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八　ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九　電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十　フィルムカメラ

十一　磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二　ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三　扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四　電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五　電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六　ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七　電気マッサージ器

十八　ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九　電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十　蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一　電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二　携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具

二十三　ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

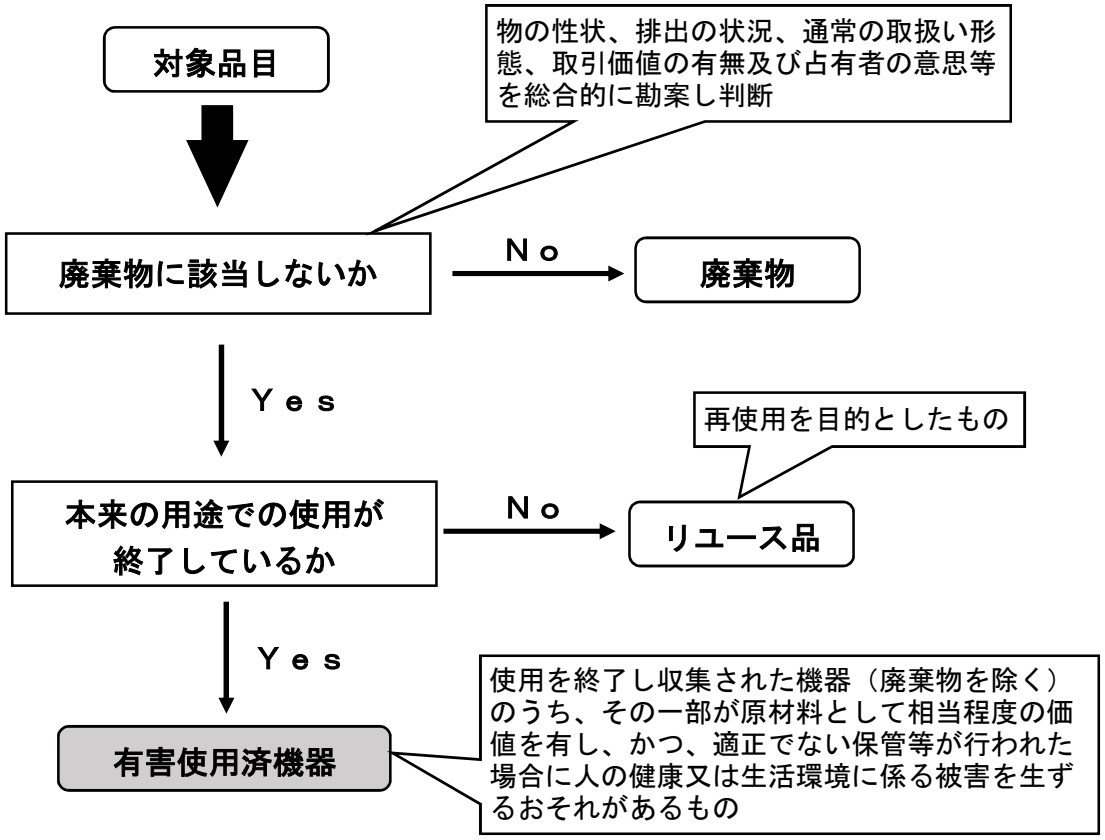
二十四　デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五　デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六　パーソナルコンピュータ

二十七　プリンターその他の印刷用電気機械器具
二十八　ディスプレイその他の表示用電気機械器具
二十九　電子書籍端末
三十　電子時計及び電気時計
三十一　電子楽器及び電気楽器
三十二　ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

【判断フロー】



３　届出除外対象者

有害使用済機器を適正に保管できるものとして、次の事業者は、届出義務の適用が除外されています。

(1) 法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者（法施行規則第１３条の２第１号）

法の許可業者等や特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）の認定業者等のうちの一部の事業者（下表）が該当します。

(2) 行政機関（法施行規則第１３条の２第２号～４号）

市町村、都道府県、国が該当します。

(3) 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（法施行規則第１３条の２第５号）

有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有するものにあっては、各事業場）の敷地面積が１００㎡を超えない場合が該当します（保管場所の面積ではなく、事業場全体の敷地面積となります）。

(4) 本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者（法施行規則第１３条の２第６号）

有害使用済機器の保管等以外の事業を本来の業務として行う事業者が、本業に付随して一時的に有害使用済機器の保管をする場合は該当します。

例：機器の修理時に新品交換された故障品を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する修理業者、又は機器の販売を本来の業務とし、販売業務に付随して使用済みの機器を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する小売店などが該当。

上記(1)対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要

産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要

家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

※表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生）に係る許可等注を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。）を行う場合に限ります。なお、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要です。

注：許可等には、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含む。

※表中の処分には再生を含みます。

4　有害使用済機器の保管等の基準

保管等に係る法令の規定については、以下のとおりです。

法（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器の保管等）

第十七条の二

1　（略）

2　有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

法施行令（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器の保管、処分等の基準）

第十六条の三　法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ　保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(4) その他環境省令で定める措置

ハ　保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ニ　保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

二　有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ　処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(2) その他環境省令で定める措置※1

ロ　処分又は再生に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ　処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令※2で定める措置を講ずること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三　有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

法施行規則（関連部分のみ抜粋）

※１（有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の九　令第十六条の三第二号イ（２）の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

※２（有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十三条の十　令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。

二　有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること

三　その他必要な措置

【解説】

(1) 囲いの設置

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないよう、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

(2) 掲示板の設置

有害使用済機器の保管等に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板（縦及び横それぞれ６０㎝以上）を設ける必要があります。

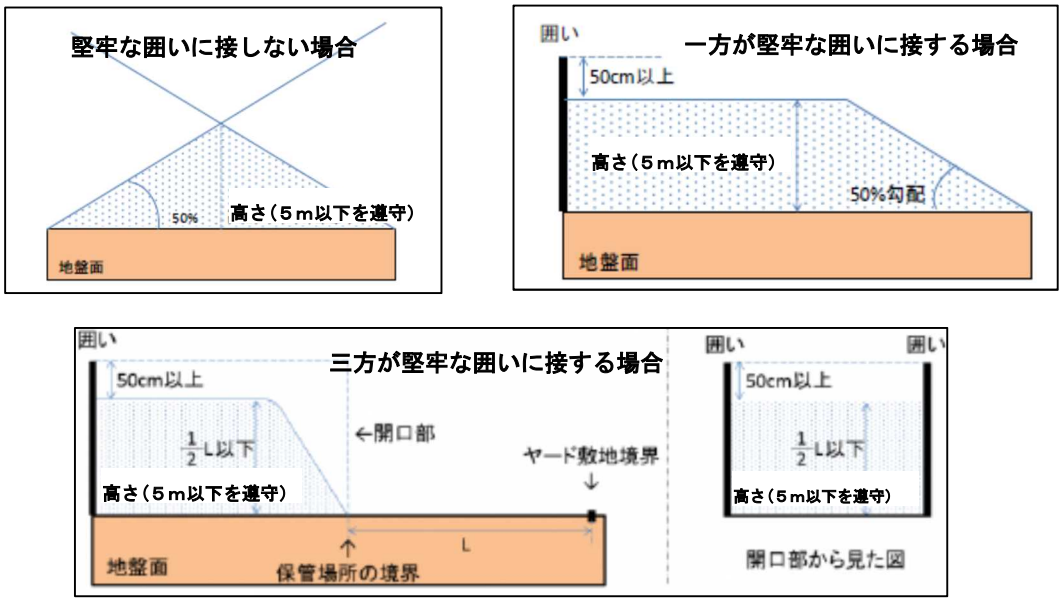
有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称 連絡先	
最大保管高さ		m

または「法第 17 条の２に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」と記載。
処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載。

代表的な取扱品目を３つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位３種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定。

(3) 保管高さ

屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

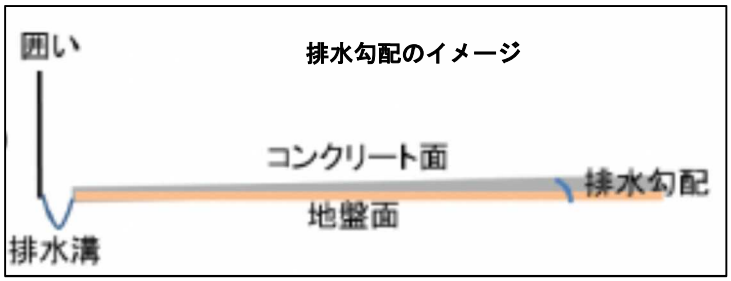


(4) 土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器の保管等に際し、雨水による汚水の発生などの可能性がある場合は、汚水の流出や土壌・地下水汚染防止のための措置を講ずる必要があります。例えば、容器を用いる場合は、液体が漏洩しない容器を用いて保管を行う、容器を用いない場合、床面を不浸透性の床とし、ヤードの雨水・汚水を有効に集水できるよう、床面の勾配の設定や側溝を設ける必要があります。

さらに油を含むような汚水が発生する場合は、充分処理できる能力の油水分離槽などの処理施設を設置する等の措置が必要です。また、建屋などの屋根付きの施設や屋内で保管する

場合においても、有害使用済機器に含まれる有害物質等が流出しないよう措置を講ずる必要があります。



(5) 飛散・流出に関する必要な措置

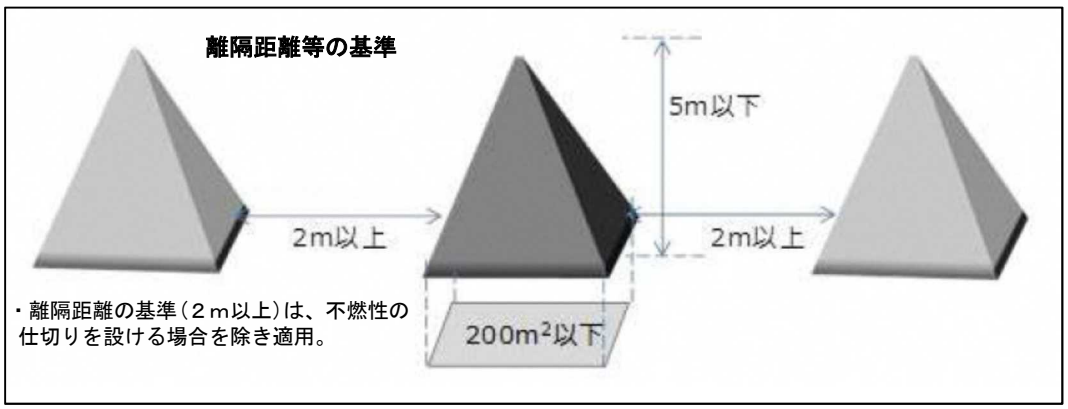
屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。

(6) 生活環境の保全

有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

(7) 火災・延焼防止

有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装に使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、保管に当たっては火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。



また、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

※：水銀等を含む物品（蛍光管や一部の電池等）は分別後適正に処分する必要があります。

(8) 公衆衛生の保全等

有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

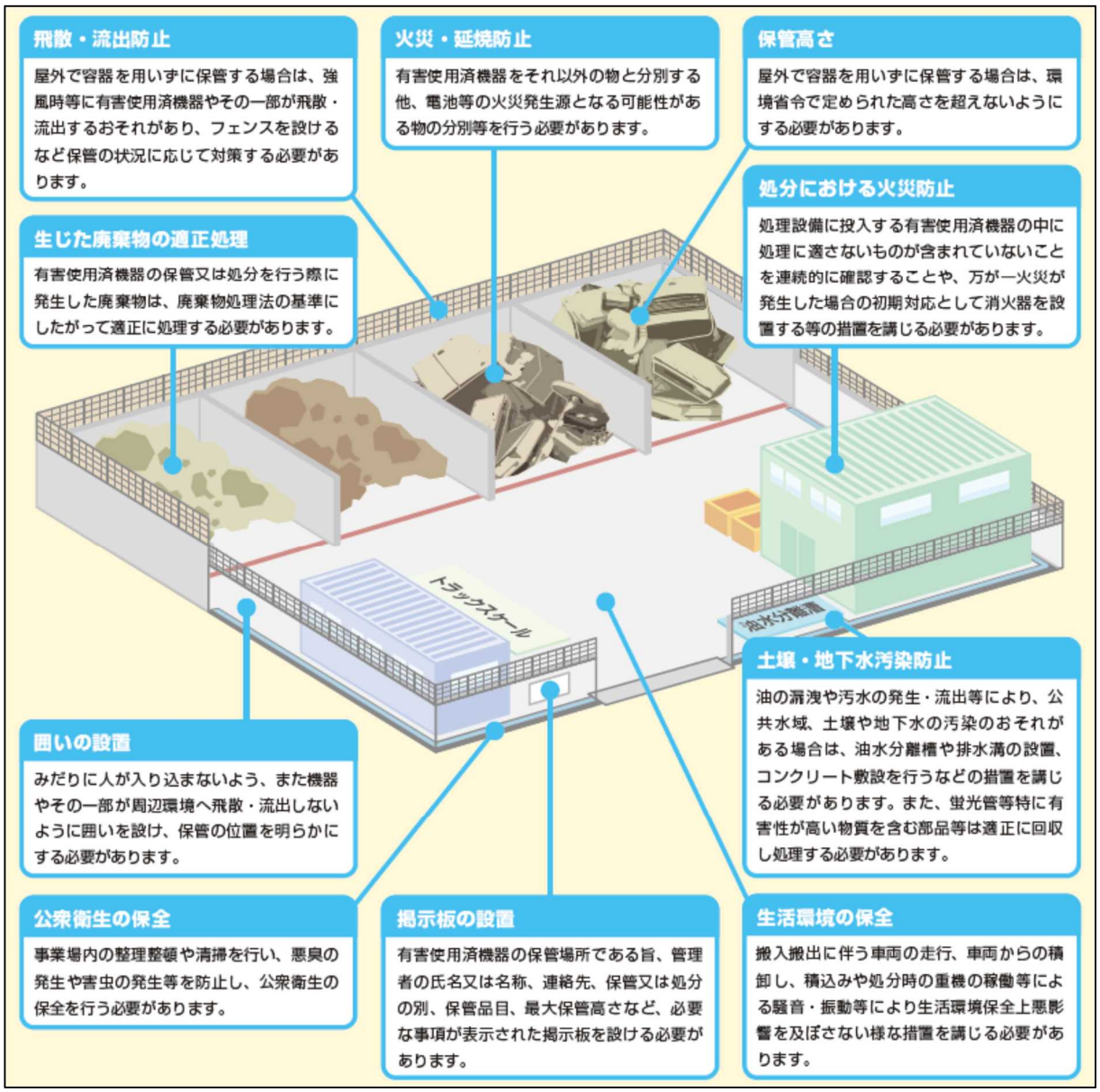
(9) 特定家庭用機器に該当する品目の処分

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法（平成３０年３月１２日環境省告示第１０号）により処分しなければなりません。

(10) 禁止行為

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

【保管・処分施設のイメージ】



５　維持管理

維持管理に関する法令の規定については、以下のとおりです。

法施行規則（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二　有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一　受入年月日 二　受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三　搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	一　処分又は再生年月日 二　処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 三　処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

２　前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

３　有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。

一　帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。

二　帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

【解説】

有害使用済機器の保管等の業を行う者は適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて品目ごとに受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は一年ごとに閉鎖し、５年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

帳簿への記載事項は以下のとおりです。

	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目ごとに記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先ごとに記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物ごとに全ての搬出先を記載。

	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。（破砕（切断）、圧縮等）
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目ごとに全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

【帳簿の記載例】

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

受入

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考
機器混合※3	２０XX.X.X	A社	○kg	保管・選別	パソコン・プリンター・HDD
パソコン	２０XX.X.X	B社	○kg	保管	バッテリー除去
携帯電話	２０XX.X.X	C社	○kg	保管	バッテリー除去
・・・・	・・・・	・・・	・・・	・・・	・・・・・
・・・・	・・・・	・・・	・・・	・・・	・・・・・
合計			○○kg		

搬出

搬出品目※1	搬出先	搬出年月日	搬出量	備考
小型家電	ア社	２０XX.X.X	○kg	
パソコン	イ社	２０XX.X.X	○kg	
携帯電話	ウ社	２０XX.X.X	○kg	
・・・・	・・・	・・・・	・・・	
・・・・	・・・	・・・・	・・・	
合計			○○kg	

※１：入出荷伝票に記載の品目を記載

※２：受入量については、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えても可

※３：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他のスクラップが混合した貨物のケースが考えられる

②保管及び処分・再生（有害使用済機器及び他機器の混合物を受入し破砕等処理後持ち出す場合）

受入

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
機器混合※3	２０XX.X.X	D社	○kg	２０XX.X.X	保管・破砕	パソコン
携帯電話	２０XX.X.X	E社	○kg	２０XX.X.X	保管・破砕	バッテリー除去
・・・・	・・・・	・・・	・・・	・・・・	・・・・	・・・・・
・・・・	・・・・	・・・	・・・	・・・・	・・・・	・・・・・
合計			○○kg			

持出

持出品目※1	持出先	持出年月日	持出量	備考
アルミ	エ社	２０XX.X.X	○kg	
銅	オ社	２０XX.X.X	○kg	
・・・・	・・・	・・・・	・・・	
・・・・	・・・	・・・・	・・・	
合計			○○kg	

※１：入出荷伝票に記載の品目を記載

※２：受入量については、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えても可

※３：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他のスクラップが混合した貨物のケースが考えられる

６　届出の提出先等

(1) 届出の提出先

届出書は、福島市、郡山市及びいわき市内で業を行う場合はそれぞれの政令市に、その他の福島県内で業を行う場合は主たる事業場を管轄する県の地方振興局に提出してください。

なお、複数の自治体（県の管轄と各政令市の管轄）で業を行う場合は、それぞれの自治体に届出書を提出する必要があります。

届出書を提出するに当たっては、事前に提出先の担当者に御相談ください。

提出先		所在地・連絡先	管轄地域
福島県	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670　福島市杉妻町2-16 電話：024-521-2722	二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡
	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540　郡山市麓山1-1-1 電話：024-935-1502	須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971　白河市昭和町269 電話：0248-23-1421	白河市、西白河郡、 東白川郡
	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501　会津若松市追手町7-5 電話：0242-29-3908	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004　南会津郡南会津町田島 字根小屋甲4277-1 電話：0241-62-2062	南会津郡
	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031　南相馬市原町区錦町1-30 電話：0244-26-1237	相馬市、南相馬市 双葉郡、相馬郡
福島市 環境部 ごみ減量推進課		〒960-8601　福島市五老内町3-1 電話：024-525-3744	福島市
郡山市 環境部 ３Ｒ推進課		〒963-8601　郡山市朝日一丁目23-7 電話：024-924-3171	郡山市
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課		〒970-8686　いわき市平字梅本21 電話：0246-22-7604	いわき市

(2) 提出部数

ア　事業場が１つである場合又は事業場は複数あるが上記(1)の管轄地域が同一である場合

上記(1)の提出先に、正本と副本（正本の写し）を各１部（合計２部）提出してください。副本は届出者の控えとして返却します。

なお、複数の事業場がある場合でも、１つの届出書として提出してください。

イ　事業場が複数あり上記(1)の管轄地域も複数になる場合

(ｱ) 管轄する県の地方振興局が複数になる場合

主たる事業場のある地方振興局に、正本を１部と管轄する地方振興局の数分の副本を提出してください。副本のうち１部は届出者の控えとして返却します。

なお、複数の事業場分を１つの届出書として提出してください。

例：二本松市（県北地方振興局管内）、須賀川市（県中地方振興局管内）、白河市（県南地方振興局管内）に事業場をそれぞれ１事業場（合計３事業場）有し、主たる事業場が

須賀川市内の事業場となる場合。　→　県中地方振興局に届出書の正本１部・副本３部（合計４部）提出。

(ｲ) 自治体が複数になる場合

それぞれの自治体の提出先に、正本と副本を各１部（合計２部）提出してください。副本は届出者の控えとして返却します。

なお、届出書には、当該自治体の管轄地域に係る事業場分のみを記載してください。

また、管轄する県の地方振興局も複数になる場合は、県分の届出書は上記(ｱ)により提出してください。

例１：福島市、郡山市、南相馬市（相双地方振興局管内）にそれぞれ１事業場（合計３事業場）有する場合。 → 福島市に福島市内の事業場に係る届出書を正本１部・副本１部（合計２部）提出。郡山市に郡山市内の事業場に係る届出書を正本１部・副本１部（合計２部）提出。県には南相馬市内の事業場に係る届出書を相双地方振興局に正本１部・副本１部（合計２部）提出。

例２：いわき市、会津若松市（会津地方振興局管内）、南会津町（南会津地方振興局管内）にそれぞれ１事業場（合計３事業場）有する場合。　→　いわき市にいわき市内の事業場に係る届出書を正本１部・副本１部（合計２部）提出。県には会津若松市内及び南会津町内の事業場に係る届出書を主たる事業場を所管する地方振興局（主たる事業場が会津若松市内の事業場であれば会津地方振興局）に正本１部・副本２部（合計３部）提出。

7　届出内容と届出時期

(1) 新規届出

ア　届出時期

新たに事業を始める場合は、有害使用済機器の保管等の事業を開始する日の１０日前までに、届出書が受理されている必要があります。

なお、改正法の施行日（平成３０年４月１日）現在、既に有害使用済機器の保管等の事業を行っている場合は、平成３０年１０月１日までに届出が受理されている必要があります。

イ　届出書の様式

様式第３５号の２（法施行規則第１３条の３関係）によります。

ウ　添付書類

以下の一覧のとおりです。

	添付書類	記載事項等
1	事業計画の概要を記載した書類	・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分の別） ・取扱品目（品目ごとの受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）
2	事業場の平面図及び付近の見取図	・事業場の状況（事務所の位置、保管場所、施設の設置場所等）が分かる平面図 ・事業場の周辺の状況（設置物、道路等）が分かる見取り図
3	（事業の用に供する施設を設置する場合）当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	左記のとおり
4	届出者が場所、施設の設置場所及び施設の所有権を有すること（所有権がない場合は使用する権原を有すること）を証明する書類	・土地の所有権を有する場合は土地の登記簿謄本（届出日の３ヶ月以内に発行されたもの） ・施設の所有権を有する場合は施設の販売契約書等、所有権を証する書類 ・所有権を有しない場合は土地又は施設の賃貸借契約書、使用承諾書等、当該土地又は施設を使用する権原を証する書類
5	処分又は再生を業として行う場合は当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	・処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別にその処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの
6	（届出者が個人の場合）住民票の写し	・届出日の３ヶ月以内に発行された住民票の写し（個人番号及び住民票コードの記載のないもの。）
7	（届出者が法人の場合）定款又は寄附行為及び登記事項証明書	・届出日の３ヶ月以内に発行された登記事項証明書

8	（届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し	・届出日の３ヶ月以内に発行された住民票の写し（個人番号及び住民票コードの記載のないもの。）

(2) 変更届出

ア　住民票及び登記事項証明書に係る事項を変更する場合

(ｱ) 届出時期

変更後速やかに届出を行ってください。

(ｲ) 届出書の様式

様式第３５号の３（法施行規則第１３条の４関係）によります。

(ｳ) 添付書類

上記(1)ウの添付書類一覧の６～８のうち、変更事項に該当するものを添付してください。

イ　上記ア以外の届出事項を変更する場合

(ｱ) 届出時期

変更する日の１０日前までに、届出を行ってください。

(ｲ) 届出書の様式

様式第３５号の３（法施行規則第１３条の４関係）によります。

(ｳ) 添付書類

上記(1)ウの添付書類一覧の１～５のうち、変更事項に該当するものを添付してください（変更前後の状況がわかるように）。

(3) 廃止届出

ア　届出時期

有害使用済機器の保管等の事業の一部又は全部を廃止した場合は、廃止後１０日以内に、届出を行ってください。

※一部廃止とは、事業の範囲（保管又は処分・再生のうちの一部を廃止する場合）、複数の事業場のうち一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

イ　届出書の様式

様式第３５号の４（法施行規則第１３条の１１関係）によります。

８　立入検査等

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県又は政令市は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができると定められています。

したがって、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管等を業とする者は、都道府県又は政令市から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があります。

※立入検査は事前通告無く行われる場合があります。

なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合等の罰則が規定されているので留意してください。

本制度に基づく罰則は以下のとおりです。

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反（法第25条第１項第5号）	法17条の2第3項において準用する法第19条の5第１項の規定による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反（法第26条第2号）	法第17条の2第3項において準用する法第19条の3の規定による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反（法第30条第6号）	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等（法第30条第7号）	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等（法第30条第8号）	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第１面）

有害使用済機器保管等届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者

住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の２第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 処理の区分　　保管のみ　・　保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所　　電話番号
	事業場　　電話番号 面　　積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の６の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事　務　処　理　欄	

（第２面）

届出者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人（届出者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

１　この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。

２　※欄は記入しないこと。

３　「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（日本工業規格　Ａ列４番）

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者
住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の２第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の３第１項第８号に掲げる事項を除く。）		

変更する事項の内容（規則第13条の３第１項第８号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

変更の理由	
変更予定年月日	

備　考
１　この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　Ａ列４番）

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

有害使用済機器保管等廃止届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者
住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の４の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	

備　考
１　この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　Ａ列４番）

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）**の記載例**

（第１面）

有害使用済機器保管等届出書

届出書を提出する管轄の長を記入（以下のいずれか）
福島県知事
福 島 市 長
郡 山 市 長
いわき市長

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

届出者

住　所　〒９６０－〇〇〇〇
福島県福島市〇〇町〇番地〇号

氏　名　**株式会社〇〇〇〇**
代表取締役　福島　太郎　印

電話番号　０２４－〇〇〇－〇〇〇〇

〇届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載
〇個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の２第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： **電子レンジ、扇風機　等** **（法施行令第16条の２第５号～第32号に定める機器）** 処理の区分　　保管のみ　・　保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 **〇〇事業場**　　電話番号 024－〇〇〇－〇〇〇〇 **〇〇市〇〇町〇番地〇号**
	事業場 **同上**　　電話番号 024－〇〇〇－〇〇〇〇 面　　積〇〇㎡
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の６の規定による高さのうち最高のものを含む。）	**保管場所１　所在地：同上　面積：〇〇㎡** **品目：電子レンジ、扇風機等　施行令第16条の２第５号～20号の機器** **保管量：〇〇㎥　最大高さ：〇m** **保管場所２　所在地：同上　面積：〇〇㎡** **品目：電話機、ゲーム機等　施行令第16条の２第21号～32号の機器保管量：〇〇㎥　最大高さ：〇m**
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	**事業場：〇〇事業場　所在地：同上** **品目：電子レンジ、扇風機　等　施行令第16条の２第５号～第32号に定める機器** **保管のみの場合は記載不要**
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	**種類・数量：破砕機（シュレッダー）２台** **設置場所：同上　設置年月日：〇〇年〇月〇日** **処理能力：〇ｔ／日**
※事　務　処　理　欄	

（第２面）

届出者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住所
株式会社〇〇〇〇	**〒９６０－〇〇〇〇 福島県福島市〇〇町〇番地〇号**

法定代理人（届出者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

１　この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。

２　※欄は記入しないこと。

３　「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（日本工業規格　Ａ列４番）

事業場や保管場所が複数あり様式に書き切れない場合は、別途一覧を作成してください。

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）**の記載例**

届出書を提出する管轄の長を記入（以下のいずれか）
福島県知事
福 島 市 長
郡 山 市 長
いわき市長

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

〇届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載
〇個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名

届出者
住　所　**〒９６０－〇〇〇〇**
福島県福島市〇〇町〇番地〇号
氏　名　**株式会社〇〇〇〇**
代表取締役　福島　花子　印
電話番号　**０２４－〇〇〇－〇〇〇〇**

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の２第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の３第１項第８号に掲げる事項を除く。）	**代表取締役の変更** **福島　花子**	**福島　太郎**

変更する事項の内容（規則第13条の３第１項第８号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏　名	生　年　月　日	住　所

変更の理由	**代表者の新任退任**
変更予定年月日	**〇〇年〇〇月〇〇日**

備　考
１　この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　A列４番）

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）**の記載例**

届出書を提出する
管轄の長を記入
（以下のいずれか）
福島県知事
福 島 市 長
郡 山 市 長
いわき市長

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

届出者
住　所　〒９６０－〇〇〇〇
福島県福島市〇〇町〇番地〇号
氏　名　株式会社〇〇〇〇
代表取締役　福島　花子　印
電話番号　０２４－〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の４の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	有害使用済機器の処分（再生を含む）の廃止
廃止の理由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

備　考
１　この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　A列４番）